

広島県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二十第一項の規定によつて、次の道路を歩行者利便増進道路に指定した。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和五年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

厳島公園線

三 道路の区間

指 定 す る 区 間	指 定 日
廿日市市宮島口二丁目二六〇七番一地从から 廿日市市宮島口二丁目二六〇七番一二地先まで	令和五年三月一日